

江戸川区
災害廃棄物処理計画策定にあたり

平成 29 年 10 月 17 日

第一章 江戸川区災害廃棄物処理計画について

1. 災害廃棄物処理計画策定の目的

平成7年の阪神淡路大震災や平成23年の東日本大震災では、自治体の想像をはるかに超える災害廃棄物が発生し、多くの自治体が災害廃棄物の処理に多大な労力を費やし、復旧・復興の大きな障害となりました。また、近年多発しているゲリラ豪雨による水害でも、災害廃棄物が大量に発生し、多くの自治体に対応に悲鳴をあげています。

発災時には現場で行う災害廃棄物処理以外にも、関係者との連絡調整、人や物の調達と差配、予算の獲得と執行管理、情報分析と計画策定に係る事務も並行して進めなくてはなりません。発災時にこれらの事務を適正に執行するためには、平常時からあらゆる事態を想定し、実行性の高い災害廃棄物処理計画を策定しておく必要があります。実行性の高い災害廃棄物処理計画なくして迅速かつ効果的な災害廃棄物の処理並びに早期の復旧・復興を達成することは困難を極めると言えます。

発災時に迅速かつ効果的に災害廃棄物の処理を実行するための計画を策定することは、災害廃棄物処理最前線である基礎的自治体としての使命であり、その使命に基づき作成されたのが本計画です。本計画は、発災時に大量に発生することが想定される災害廃棄物を適正に処理することにより、区民の生活環境を保全し、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資することを目的としています。

2. 災害廃棄物処理の重要性

江戸川区地域防災計画での被害想定（東京首都直下地震）では、本区において、約330万tの廃棄物が発生すると見込まれています。これは、平常時の廃棄物発生量の16年分にも及ぶ量となります。この大量に発生する災害廃棄物の処理に時間を要し、災害廃棄物を生活圏に滞留させると、生活環境に悪影響が及び、公衆衛生上重大な支障が発生します。

例えば、道路にがれきが放置されると、人命救助活動に多大な影響が生じるだけでなく、不法投棄を誘発することとなります。不法投棄が多発すると、生活環境や公衆衛生に悪影響が及ぶだけでなく、不法投棄された廃棄物の処理に高額な費用を費やすこととなります。また、大量に発生した災害廃棄物は、一時的に仮置場で保管することとなりますが、仮置場で災害廃棄物が適正に管理されないと、火災・事故などの二次災害を招くこととなり、土壌汚染など環境への悪影響リスクも増大します。そうなると、処理費用は高騰し、財政を圧迫することとなり、被災者支援等に充てられる費用はおのずと減少します。

さらに、避難所等における通常ごみやし尿を適切に処理することができずに滞留させてしまえば、避難所等の衛生状態が悪化し、被災者心理をより厳しいものとする事となり、被災者を更に苦しめることとなります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的である生活環境の保全、公衆衛生の向上のため、災害廃棄物は迅速かつ効果的に処理しなくてはならず、そのためには、実行性のある災害廃棄物処理計画が必要となります。

3. 江戸川区災害廃棄物処理計画の位置付け

本計画の位置付けは図1、図2の通りです。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）の目的（生活環境の保全、公衆衛生の向上）達成のため、環境省災害廃棄物対策指針等に基づき策定していきます。また、災害対策基本法に基づき策定された江戸川区地域防災計画を補完することも目的としています。発災時には本計画に基づき、具体的な処理スケジュールや処理方法を定めた江戸川区災害廃棄物処理実行計画を策定していきます。

なお、本計画は、地域防災計画の改訂や関係法令・環境省通知の発令、社会情勢の変化等に応じて、より実行性の高い計画となるよう随時見直しを行います。

図1 災害廃棄物処理計画の位置付け

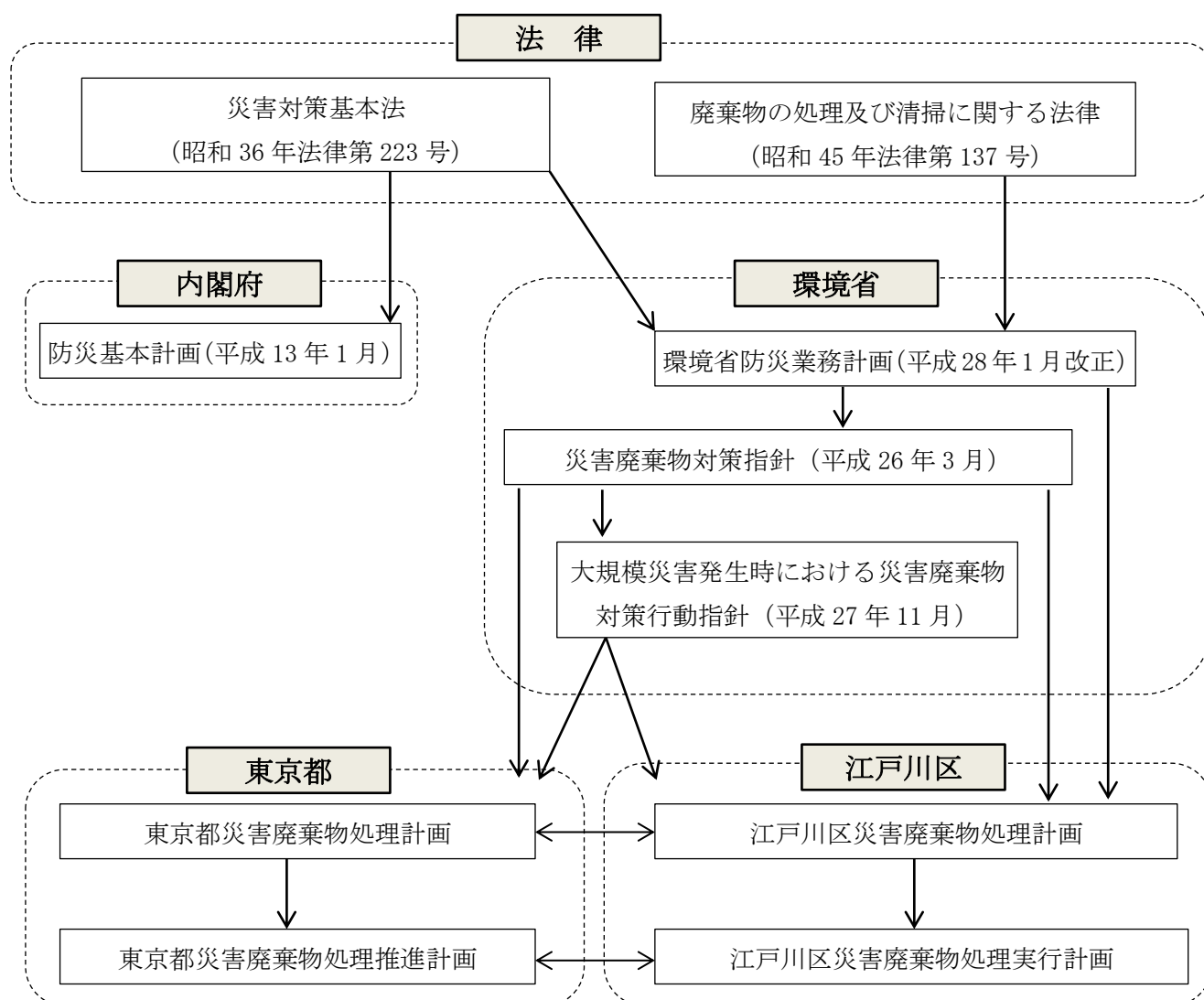
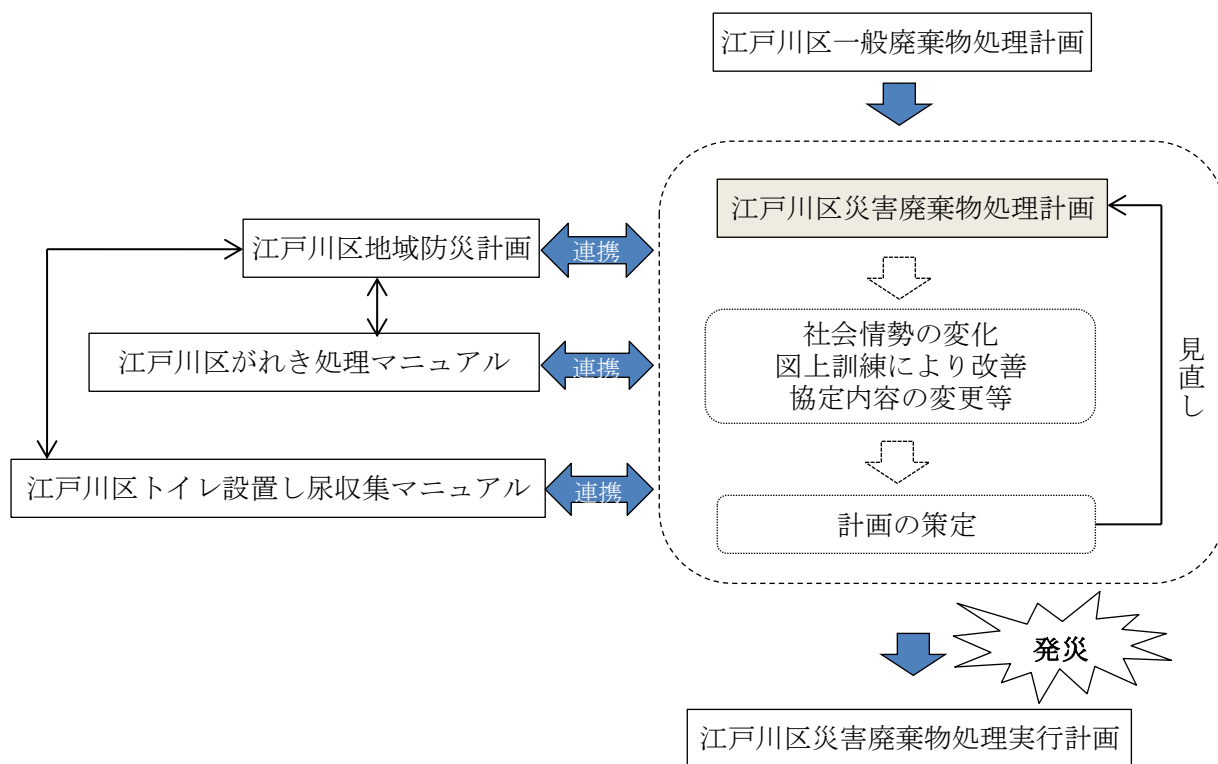


図2 江戸川区地域防災計画等との関連性・位置付け



4. 江戸川区の特性と災害廃棄物処理計画

表1 江戸川区の特性と災害廃棄物処理

津波	<p>首都直下地震における本区の津波被害想定は、満潮時最大 T.P+1.55mであり、大津波は発生しない（元禄型関東地震で想定される津波被害想定でも満潮時最大 T.P+2.11m）。そのため、津波堆積物など塩分を多く含んだ廃棄物の大量発生は想定しない。</p>	
リスク	水害	<p>本区面積の70%が満潮位以下のゼロメートル地帯であり、水害リスクが非常に高いため、震災だけでなく水害の被害も想定して計画を策定する。また、本区において最大のリスクともいえる複合災害が発生することも想定する。</p>
危険物流出	<p>本区では、住工混在市街地が多く、区民の生活圏に危険物の集積も見られる。発災時は、人体や環境に悪影響を及ぼす危険物が流出する可能性もあり、危険物の処理は計画に沿って厳格に行う必要があり、ハザードマップを作成したうえで、危険物の取扱いについても本計画で定める。</p>	
連携	関係自治体	<p>本区では、ごみの中間処理業務を東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という。）において東京二十三区共同で行っている。また、発災時には特別区災害廃棄物初動対策本部（以下、「特別区初動本部」）及び特別区災害廃棄物対策本部（以下、特別区対策本部）が設置され、情報の一元化や二次仮置場・仮設処理施設の設置など東京二十三区の共同事務を行うこととなっている。さらに、発災時の雇上車両配車についても、東京二十三区清掃協議会（以下、「清掃協議会」という。）が行うこととなっているなど、東京二十三区や清掃一組、清掃協議会との関係性が非常に大きくなっている。本計画では、これらの関係機関との協力体制や役割分担を整理するとともに、協力体制が機能不全に陥った際の対応についても定める。</p>
廃棄物業者	<p>本区では、産業廃棄物や一般廃棄物の処理業者が多数存在する。廃棄物処理についての知見や能力を有する廃棄物処理業者との協働なくして、災害廃棄物を適正かつ迅速に行うことはできないため、廃棄物処理業者と協働体制についても、本計画で定める。</p>	

第二章 江戸川区災害廃棄物処理計画の基本指針等

1. 災害廃棄物処理の基本指針

表2 災害廃棄物処理基本指針

計画的な対応	災害廃棄物の発生量や、道路・施設の被災状況、仮置場や処理場の状況を逐次把握し、本計画や江戸川区災害廃棄物処理実行計画に基づき、計画的に災害廃棄物処理を推進する。
迅速な対応	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。
経済性への配慮	最小の費用で最大の効果が生じるよう、災害廃棄物の処理(収集運搬、仮置場管理、中間処理、最終処分等)を選択する。また、国庫補助金の請求を確実にを行うため、国庫補助請求を視野に入れた処理を推進するとともに、災害廃棄物の処理について、正確に記録する。
リサイクルの推進	膨大な量を処理するため、徹底した分別・選別により、可能な限りリサイクルを推進する。再資源化したものは、復興資材として有効活用する。
環境・衛生・安全への配慮	環境に配慮し、住民や処理業者の安全確保を徹底したうえで、適正処理を推進する。また、最終処分場の延命化のため、リサイクルが困難なものについても、十分に減量したうえで、最終処分を行う。
江戸川区全体での協働	災害廃棄物の分別や仮置場の管理等について、住民・自治会等の役割分担を明確にし、区、区民、事業所が一体となり協働で廃棄物処理に取り組む。また、必要に応じて東京都、環境省等に対して支援を要請する。

2. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、災害対策基本法で定める災害とする。地震災害については、「地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害（大規模地震対策措置法第2条）」を対象とする。

なお、がれきやし尿の発生量算出にあたっては、被害の規模を想定（被害想定）する必要があるが、本計画では、江戸川区地域防災計画で定める被害想定に基づき、当該発生量を算出する。

災害対策基本法における災害の定義

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害

(1) 震災

本計画において想定するのは、江戸川区地域防災計画において最も大きな被害を想定している、東京湾北部地震（首都直下地震）とする。なお、本区においては、大津波による被害のリスクは極めて低いため、津波堆積物の大量発生は想定しない。

表3 東京湾北部地震被害想定

地震規模	地震の種類	東京湾北部地震（首都直下地震）
	震源・規模・深さ	東京湾北部・マグニチュード7.3・約30～50km
	津波	区内最大T.P. +1.55
物的・人的被害	建物全壊棟数	8,744棟
	焼失棟数	13,910棟
	避難者人口	316,536人
	避難生活者	205,748人（疎開者110,788人）
	死者	600人（うち要配慮者401人）

(2) 水害

本計画においては、中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」による洪水氾濫時（外水氾濫）の浸水想定及び人的被害等の公表資料に基づく被害を想定する。

地域防災計画では、外水氾濫と内水氾濫で被害を想定しているが、外水氾濫がより大きな被害が想定されるため、外水氾濫での水害を想定する。

(3) 複合災害

本区において最も大きな被害が想定されるのは、複合災害である。江戸川区地域防災計画では、地震発生後に超大型台風が襲来し、台風による高潮及び洪水により、多数の区民が避難する前に被災し、堤防が複数地点で決壊し、濁流によって死傷者や溺死者が多数発生することが想定されている。

3. 各主体の役割分担

(1) 区役所の役割

平常時から、発災時に迅速かつ効果的に災害廃棄物の処理を行えるよう体制を整備するとともに、予防対策を推進し、区民への普及啓発を進める。

発災時には、生活環境の向上、公衆衛生の保全のため、自区域内で発生した災害廃棄物について、主体的に処理を行う。災害廃棄物は一般廃棄物に位置付けられるものであり、区が包括的な処理責任を負う。

(2) 区民の役割

平常時から、区等が発信する防災対策に目を向け、実践する。

発災時には、自らの生命と安全な生活を確保することを最優先に行動する。そのうえで、災害時においてもごみの分別等のルールを守り、区等が発信する情報に従い、災害廃棄物の適正な処理に協力する。

(3) 事業者の役割

事業者責任に基づき、事業所から排出される廃棄物の処理を行う。許可業者等の廃棄物処理の知見及び能力を有する事業者は、区が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見及び能力を活かした役割を果たす。

図3 協働体制イメージ

